

平成 29 年度「障がい者農の雇用モデル支援事業」追加募集要領

一般社団法人岐阜県農畜産公社
(ぎふアグリチャレンジ支援センター)

(一社) 岐阜県農畜産公社 (以下「公社」という。) では、障がい者の自立と農業分野での就業を促進するため、モデル的に農業者・農業法人 (以下「農業者等」という。) が障がい者を雇用する取組みを支援する「障がい者農の雇用モデル支援事業」のモデル事業者を募集します。

事業の対象となる障がい者 (以下「対象従業員」という。) は、平成 29 年 4 月 1 日 (土)～平成 29 年 12 月 31 日 (日) の間に雇用契約を締結又は締結予定の方です。

事業の実施を希望される農業者等は、平成 29 年 10 月 20 日 (金) (必着) までに必要な申請書類を提出してください。

応募の際は、以下の内容にご注意ください。

I 助成内容

障がい者を新たに雇用する農業者等に対し次の助成を行います。

1 助成額及び内容

(1) 対象従業員の賃金助成

対象従業員に支払う賃金の 2 分の 1 以内の額を助成します。

ただし、対象従業員 1 人あたりの助成額の上限は月額 90 千円、短時間労働者 (1 週間の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満の労働者) の場合は月額 50 千円とします。

なお、毎月の賃金以外の手当等 (賞与、住居手当、通勤手当等) については、助成対象外とします。

※賃金単価については、国の法令や就業規則等により、業務の内容に応じた妥当な根拠に基づき設定してください。

(2) 職場改善等に要する経費の助成

対象従業員を雇用することにより新たに必要となる職場改善 (送迎、作業環境・方法の改善、労務管理等) の取組を実施する場合、対象従業員 1 人あたり月額 30 千円 (定額) を助成します。

(3) 対象従業員を補助するアグリトレーナーの派遣

本事業に取り組む農業者等は、対象従業員と農業者等との仲介役を行うアグリトレーナーの派遣について、公社理事長へ要請することができます。この場合、公社理事長は農業者等と協議のうえ、アグリトレーナーの派遣が必要と認められる場合には、アグリトレーナーを派遣します。

なお、派遣にかかる費用については、公社にて負担します。

2 助成期間

助成期間は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の内、全ての助成要件を満たした期間とします。

II 募集期間、申請先

1 募集期間

平成 29 年 10 月 2 日(月)～平成 29 年 10 月 20 日(金) (午後 5 時まで)

(受付は土日祝日を除く。)

郵送の場合は、平成 29 年 10 月 20 日(金) 必着。

2 申請先

一般社団法人岐阜県農畜産公社

(ぎふアグリチャレンジ支援センター)

〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南 5 丁目 14-12 岐阜県シンクタンク庁舎

3 申請書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。申請書類は、一般社団法人岐阜県農畜産公社のホームページで入手できます。【<http://www.gifu-notiku.com/>】

- ① 雇用モデル取組計画書(別紙様式第 1 号)
- ② 実施計画書(別添 1)
- ③ 誓約書(別紙様式第 1 号- 1)
- ④ 雇用契約内容確認書(別紙様式第 1 号- 2)
- ⑤ 個人情報の取扱いに関する同意書(別紙様式第 1 号- 3)
- ⑥ 対象従業員の障害者手帳等の写し
- ⑦ 雇用保険の加入を証する書類の写し
- ⑧ 健康保険・厚生年金保険の加入を証する書類の写し(農業法人のみ)
- ⑨ 全部事項証明書; 登記情報提供サービスも可とする(農業法人のみ、提出日より 3 カ月以内のもの)
- ⑩ 就業規則(10 人以上の従業員が常時いる農業法人等の場合は必須)

Ⅲ 事業の応募要件

本事業を実施するためには、次の要件をすべて満たす必要があります。

1 農業者等の要件

農業者等は、次の要件を全て満たす者とします。

- ア 農畜産物の生産（当該農業者等が生産した農畜産物の加工を含む。）を行う農業者等であること。また、原則として農地の所有権又は利用権を有していること。
- イ 対象従業員を3カ月以上連続して雇用すること。
- ウ 対象従業員を雇用保険、労働者災害補償保険に加入させること。
- エ 農業法人にあっては、厚生年金保険、健康保険に加入させること。（対象従業員が季節的業務（4カ月以内）で働く者である場合を除く）
- オ 常時10人以上の従業員がいる農業法人にあっては、就業規則を定めていること。
- カ 過去に雇用に関して法令に違反したことがないこと。
- キ 本事業と重複する国及び県による助成を受けていないこと。
- ク その他、公社理事長が必要と認めるもの。

2 対象従業員の要件

農業者等と雇用契約を締結する対象従業員は、次の要件を全て満たす者とします。

- ア 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者のいずれかに該当すること。
- イ 当該農業者等と過去に雇用関係がなく、申請日の属する年度において新たに雇用契約を締結したこと。ただし、トライアル雇用奨励金等の期間後に新たに雇用契約を締結する場合はこの限りでない。
- ウ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- エ 農畜産物の生産（自らが生産した農畜産物の加工を含む）に関する業務に従事すること。
- オ 当該農業者等の代表者の親族（3親等以内）でないこと。
- カ その他、公社理事長が必要と認めるもの。

Ⅳ 実施計画の承認にあたっての審査

申請のあった雇用モデル取組計画書については、障がい者農の雇用モデル支援事業審査において障がい者の農業分野での就業促進を図る観点から雇用内容等を基に総合的な審査を行い、予算の範囲内で決定します。

なお、承認の決定に係る審査の経過等についての問合せには一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。

V 審査結果の通知

申請結果は、平成 29 年 11 月中下旬を目途に応募者に通知します。

VI 注意事項

1 助成金の申請は、対象従業員に対し賃金の支払いを行った場合、助成金申請額の内訳及び助成金の振込先を記載した助成金交付申請書（別紙様式第 2 号）と賃金台帳、出勤簿の写し及びその他勤務内容が分かる書類を公社理事長に提出してください。

公社は、提出書類一式を受け付け、内容を確認後、助成金を交付します。

2 本事業の効果の確認のため、調査や現地検討会を実施する場合がありますので、ご協力ください。

3 本事業の助成期間と重複する期間を対象とした他の助成を受ける場合は対象とならない可能性がありますので、必ず事前に公社に相談いただくとともに、実施計画書(別添 1)の「1 経営の概要」欄に助成等の内容を記載してください。

4 事業開始後に、取組計画に変更がある場合は、変更計画書を提出していただき、再度承認を受ける必要があります。なお、変更の内容によっては助成金を減額する場合があります。

5 次に該当する場合は、助成金の交付を停止します。

- ① 助成要件を満たさなくなった場合
- ② 取組を中断・中止した場合

6 虚偽の申請を行った場合は、助成金の全額を返還していただきます。